

よなごの国保



国民健康保険料の料率等についてお知らせします

平成26年度の国民健康保険料率は、下記のとおりです。平成25年度と比較しますと、後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額の限度額がそれぞれ2万円引き上げとなりました。

国民健康保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

区 分			平成26年度
基礎 賦課額 (医療分)	所得割額	前年中の総所得金額等から33万円控除した額の	7.31%
	資産割額	土地・家屋にかかる当該年度の固定資産税額の	16.4%
	均等割額	被保険者1人につき	21,500円
	平等割額	1世帯につき	21,500円
	賦課限度額		51万円
後期高齢者 支援金等 賦課額	所得割額	前年中の総所得金額等から33万円控除した額の	2.3%
	資産割額	土地・家屋にかかる当該年度の固定資産税額の	9.6%
	均等割額	被保険者1人につき	8,000円
	平等割額	1世帯につき	7,500円
	賦課限度額		16万円
介護納付金 賦課額 (40歳~64歳の方)	所得割額	前年中の総所得金額等から33万円控除した額の	1.95%
	資産割額	土地・家屋にかかる当該年度の固定資産税額の	9.6%
	均等割額	被保険者1人につき	9,200円
	平等割額	1世帯につき	4,800円
	賦課限度額		14万円

※ <基礎賦課額><後期高齢者支援金等賦課額><介護納付金賦課額>の合計金額が1年間の国民健康保険料となります。年度の中途に加入又は脱退の場合は、月割となります。

※総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。(遺族年金、障害年金等は除きます。)

米子市保険年金課 TEL (0859) 23-5121 (高額療養費、人間ドック) 23-5124 (納付相談)
23-5122 (保険証、後期高齢者医療) 23-5123 (特別医療)

平成26年5月1日

国民健康保険料の軽減について

世帯（世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者）の人数と所得状況に応じて、世帯の総所得金額がそれぞれの区分以下の場合に、均等割額と平等割額について各割合が軽減されます。

《5割軽減、2割軽減の拡充》

今までは5割軽減の人数に、世帯主が含まれませんでした。改正により被保険者である世帯主も含まれるようになりました。また、2割軽減の人数にかかる部分が10万円引き上げられ、軽減の範囲が拡充されました。

軽減割合	対象となる世帯の総所得金額の区分
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+24万5千円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下の世帯
2割軽減	33万円+45万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下の世帯

※特定同一世帯所属者…国保から後期高齢者医療制度の被保険者になった方で以後世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方のことです。

高齢受給者(70歳から74歳)の負担割合の見直しについて

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

(見直し内容)

- 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）
 - ・70歳の誕生月の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が2割になります。
 - （例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。）
- ※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
- 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）
 - ・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。
- ※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

後期高齢者医療保険料の料率等についてお知らせします

後期高齢者医療の保険料率は2年ごとに見直しをしており、被保険者数の増加や、医療の高度化などに伴う医療給付の支出が伸びると予測されることから、平成26・27年度の保険料について、約4.2%の引き上げを行うこととなりました。

被保険者の皆さまには、更なるご負担をいただくこととなりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

所得割額

(前年の総所得金額－基礎控除額33万円) × 8.07%

+

均等割額

1人当たりの額
42,480円

=

年間の保険料

100円未満は切り捨てます。
57万円を超える場合は
57万円になります。

※年度の中途に加入又は脱退の場合は、月割となります。

後期高齢者医療保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

後期高齢者医療保険料の軽減について

今までは5割軽減の人数に、世帯主が含まれていませんでしたが、改正により被保険者である世帯主も含まれるようになりました。また、2割軽減の人数にかかる部分が10万円引き上げられ、軽減の範囲が拡充されました。

①均等割額の軽減

軽減割合	世帯の総所得(収入)金額等(世帯主と被保険者により判定)	軽減後の均等割額
9割	【基礎控除額(33万円)を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】の世帯	4,248円
8.5割	【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯	6,372円
5割	【基礎控除額(33万円) + 24万5千円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯	21,240円
2割	【基礎控除額(33万円) + 45万円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯	33,984円

②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額(基礎控除後の総所得金額)が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。(年金収入のみの場合、年金収入の額が211万円以下の方)

③被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合など)の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。

国民健康保険と後期高齢者医療保険の高額療養費のご案内

制度改正により、平成27年1月受診分から国民健康保険加入70歳未満の区分及び自己負担限度額が変わります。

高額療養費とは、ひと月ごとに、医療機関の窓口での支払額(自己負担額)が、自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額(高額療養費)をお返しする制度です。(ただし、保険外治療、食事代、文書料、室料差額や雑費等は対象になりません)

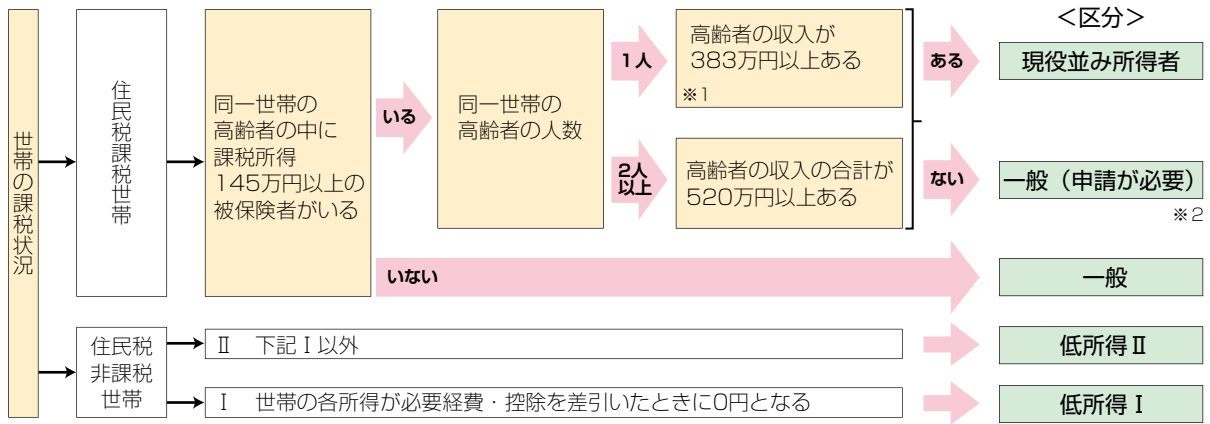
①国民健康保険加入70歳未満の方の高額医療区分及び自己負担限度額

世帯の課税状況	住民税課税世帯	同じ世帯の全ての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額	平成26年12月受診分まで		平成27年1月受診分以降	
			1ヶ月の自己負担限度額	(4回目以降)	1ヶ月の自己負担限度額	(4回目以降)
世帯の課税状況	住民税課税世帯	901万円を超える	150,000円	83,400円	252,600円	140,100円
		600万円を超え901万円以下	150,000円	83,400円	167,400円	93,000円
		210万円を超え600万円以下	80,100円	44,400円	80,100円	44,400円
		210万円以下	80,100円	44,400円	57,600円	44,400円
	住民税非課税世帯		35,400円	24,600円	35,400円	24,600円

○世帯の課税状況は国民健康保険加入者、国保から後期高齢者に移行した方(特定同一世帯者)及び世帯主の状況で判定します。

「限度額適用認定証」を提示しますと、一医療機関の窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。限度額適用認定証の申請は保険証をご持参の上、保険年金課または淀江支所地域生活課をお願いします。ただし、保険料に未納がないことが要件となります。

②国民健康保険加入70歳以上の方の区分判定



○自己負担限度額は④の表をご覧ください。

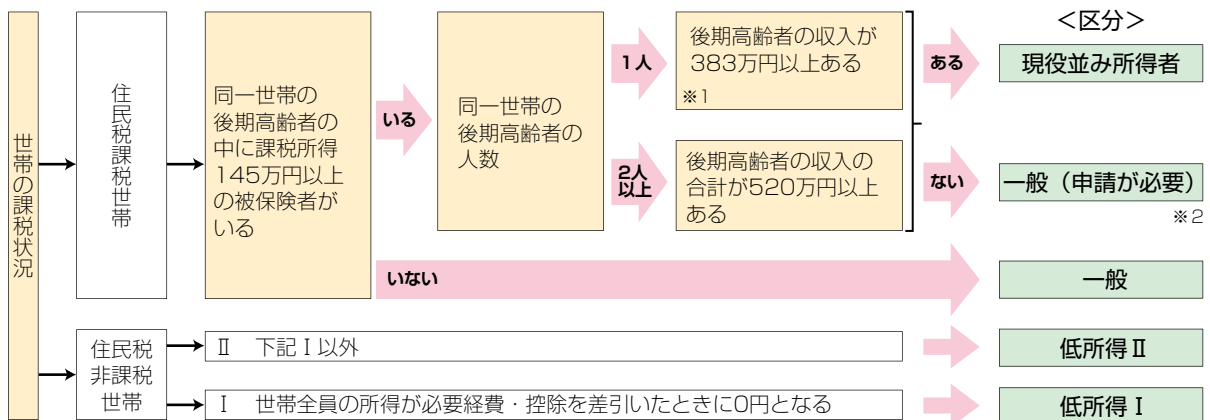
○世帯の課税状況は国民健康保険加入者、国保から後期高齢者に移行した方（特定同一世帯者）及び世帯主の状況で判定します。

○ここでの高齢者とは70歳～74歳までの国民健康保険加入者をいいます。

※1 この基準により「現役並み所得者」と判定された場合でも特定同一世帯者がいる場合、高齢者の収入と特定同一世帯者の収入を合計して520万円未満であれば「一般（申請が必要）」の区分となります。

※2 申請により「一般」となる方には保険年金課から申請書をお送りしています。

③後期高齢者医療加入の方の区分判定



○自己負担限度額は④の表をご覧ください。

○世帯の課税状況は、後期高齢者以外の方も含めた世帯全員の状況で判定します。

※1 この基準により「現役並み所得者」と判定された場合でも同一世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合、後期高齢者の収入とその方の収入を合計して520万円未満であれば「一般（申請が必要）」の区分となります。

※2 申請により「一般」となる方には保険年金課から申請書をお送りしています。

④国民健康保険加入70歳以上の方、後期高齢者医療加入の方の自己負担限度額

区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	
		80,100円 <small>総医療費が右の額を超えた場合 超えた部分の1%を加算します。</small>	267,000円 (4回目以降) 44,400円
現役並み所得者	44,400円	80,100円	(4回目以降) 44,400円
一般	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

※平成27年1月以降も自己負担限度額の変更はありません。

—医療機関の窓口での支払いは自己負担限度額までになります。ただし、住民税非課税世帯の区分（低所得Ⅰ、低所得Ⅱ）に該当する方は「限度額適用認定証」が必要になりますので、保険証をご持参の上、保険年金課または淀江支所地域生活課で手続きをお願いします。（後期高齢者医療の方は印鑑もご持参ください。）